刑 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す Ź 法 律 案 閣 法 第 匹 七 号) 衆 議 院 送 付 要旨

本 法 律 案 は 近 年 に お け る 性 犯 罪 \mathcal{O} 実 情 等 に 鑑 み、 事 案 \mathcal{O} 実 態 に 即 L た 対 処 をするた め、 強 姦 罪 \mathcal{O} 構 成 要

件 及 び 法 定 刑 を 改 \otimes て 強 制 性 交 等 罪 لح す るととも に、 監 護 者 わ 1 せ 0 罪 及 び 監 護 者 性 交 等 罪 を 新 設 す る な

 \mathcal{O} 処 罰 規 定 \mathcal{O} 整 備 を 行 1 あ わ せ て、 強 姦 罪 等 を 親 告 罪 とす る 規 定 を 削 除 し ようとす る ŧ \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主

な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

強 姦 罪 \mathcal{O} 構 成 要 件 及 び 法 定 刑 \mathcal{O} 見 直 L

1 女 子 に 対 す る 姦 淫 に 限 5 れ て 1 た 強 姦 罪 \mathcal{O} 対 象 と な る 行 為 を、 性 別 を 間 わ ず、 人 に 対 す る

性 交、 肛 門 性 交 又 は \Box 腔 性 交 以 下 性 交 等 とい う。 _ 12 改 め、 そ \mathcal{O} 罪 名 を 強 制 性 交 等 罪 لح

す る。

2 定 刑 1 \mathcal{O} 0) 罪 下 限 0 を 法 懲 定 役 刑 五. \mathcal{O} 年 下 カコ 限 5 を 懲 懲 役三年 役 六 年 に カコ 引 5 懲 上 役 げ 五. る。 年 12 引 き上 げるとともに、 被 害者、 を 死傷 させ た 場 合 \mathcal{O}

法

き

_ 監 護 者 わ 1 せ 0 罪 及 び 監 護 者 性 一交等 罪 0) 新 設

+ 八 歳 未 満 \mathcal{O} 者 12 対 し、 そ \mathcal{O} 者 を 現 に 監 護 す る者 であることに ょ る 影 響 力 が あ ることに 乗じ て わ 1 せ 0

な 行 為 又 は 性 交 等 を L た 場 合 に 0 V て 強 制 わ 1 せ 0 罪 又 は 強 制 性 交 等 罪 لح 同 様 に 処 罰 す る 規 定 を 設 け

る。

三 強 盗 強 姦 罪 \mathcal{O} 構 成 要 件 \mathcal{O} 見 直 L 等

強 盗 が 女 子 を 強 姦 L た と L て 11 た 強 盗 強 姦 罪 \mathcal{O} 構 成 要件 を見 直 し、 強 盗 行 為 と 強 制 性 交 等 \mathcal{O} 行 為 を

機 숲 に 行 0 た 場 合 は そ \mathcal{O} 先 後 を 問 わ ず、 無 期 又 は 七 年 以 上 \mathcal{O} 懲 役 に 処 す ることとし、 そ \mathcal{O} 罪 名 を

強盗・強制性交等罪」とする。

同

四 強姦罪等の非親告罪化

強 姦 罪 準 強 姦 罪 強 制 わ 1 せ 0 罪 及 び 準 強 制 わ 1 せ 0 罪 を 親 告 罪 とする 規 定 を削 除 L て、 非親 告罪 لح

す るととも に、 わ 1 せ 0 目 的 • 結 婚 目 的 \mathcal{O} 略 取 • 誘 拐 罪 等 ŧ 非 親 告 罪 とする。

五 施行期日

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 法 律 は 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 起 算 L て 二 十 日 を 経 過 L た 日 か 5 施 行 ·する。

な お 本 法 律 案 は 衆 議 院 に お 1 て、 施 行 後 三年 を 目 途 とし た 見 直 L 規 定 を 追 加 す る 修 正 が 行 わ れ た。